

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症

第6回 危機管理対策本部 会議次第

令和2年2月28日(金)

庁 議 室

1 開会

2 政府第15回新型コロナウイルス感染症対策本部の要請に基づく北区立学校の対応について

3 体育館等のトレーニングルームの閉鎖について

4 その他

5 閉 会

31 教総総第 2384 号

令和 2 年 2 月 28 日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会 教育長

(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)

藤田 裕司

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策本部の要請に基づく公立学校の対応について (依頼)

令和 2 年 2 月 27 日に開催された政府第 15 回新型コロナウイルス感染症対策本部における要請について、都立学校においては、別添通知のとおり対応することとしたところです。

つきましては、貴教育委員会におかれましても、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

特に、保護者の都合により自宅等で過ごすことが困難な小学校低学年の児童の居場所の確保に当たっては、首長部局や教育施設との連携を図り、確実に御対応いただきますようお願いいたします。

各都立学校長 殿

東京都教育委員会 教育長
(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)

藤田 裕司
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策本部の要請に基づく都立学校の対応について (通知)

令和 2 年 2 月 27 日に開催された政府第 15 回新型コロナウイルス感染症対策本部における要請に基づく都立学校の対応について、下記のとおり通知いたします。貴職におかれましても幼児・児童・生徒及び教職員に周知するとともに、感染症予防対策に万全を尽くすようお願い申し上げます。

記

1 学校の臨時休業の実施について

令和 2 年 3 月 2 日から春季休業まで臨時休業を実施する。

なお、新型コロナウイルス感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童・生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。

2 休業中における教育活動について

(1) 学年末考査

3 月 2 日以降に実施予定の学年末考査は実施しない。学年末評定については、原則として

1・2 学期の評定及び 3 学期の平素の学習状況等を総合的に評価し決定する。

(2) 卒業式

臨時休業中に予定されている卒業式については、令和 2 年 2 月 26 日付 31 教総総第 2347 号に基づき実施する。

(3) 新入生招集日

感染リスクへの対策を講じた上、予定された日程で必要最小限に留めて実施する。

新入生に、入学式等についての連絡がとれる体制を整える。

(4) 修了式

予定された日程で、混雑時を避けて登校させるとともに、放送設備等を活用し各教室で実施する。

(5) 自宅学習

児童・生徒が自宅で学習できるよう、学習内容等について指示する。

(6) 部活動

行わないこととする。

(7) 個別の指導が必要な生徒への対応

必要に応じて、課題等の送付などにより指導を行う。

なお、登校させる場合には混雑時を避けること。

(8) 特別支援学校における対応

特別支援学校においては、保護者の都合により自宅等で過ごすことが困難な幼児・児童・生徒については、福祉等と連携した支援体制が整うまでの間、学校で過ごすことができるように配慮する。

3 感染症予防策の徹底について

臨時休業中の感染症予防策については、令和2年2月26日付31教総総第2347号に基づき実施すること。また、自宅等においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

なお、同通知文における春休み期間の健康観察等についても、実施するよう指導すること。

4 教職員の勤務について

教職員の勤務については、以下のとおり取り扱うこととし、詳細は別途通知する。

(1) 年次有給休暇取得の奨励

更なる感染拡大防止に向け、特に3月中は、学校の全教職員について、年次有給休暇の積極的な取得を奨励する。

(2) 時差通勤

混雑時の移動を回避する観点から、時差勤務等の活用により、原則、早出又は遅出の勤務（勤務時間の開始が午前8時00分以前又は午前10時00分以降に設定）を実施すること。

なお、時差通勤については、長期休業日の期間に限らず、全ての教職員を対象とし、振分け割合の設定は行わない。

(3) 自宅勤務

所属長が可能と判断した場合に、教職員に対して自宅勤務を認めることができる。ただし、外出は原則禁止とする。自宅勤務の実施に当たっては、教職員は事前に業務内容を明らかにし、公務運営に支障がない範囲で所属長が承認する。実施の際には、勤務の開始時及び終了

時に職場等への定期連絡を行うこと。

また、個人情報の持ち出しや自宅での取扱いは、各学校の保有個人情報安全管理基準等に基づき、十分に注意した上で、適切に行うこと。

5 令和2年度東京都立高等学校入学者選抜について

今後予定されている入学者選抜は、令和2年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱に示されたとおりの日程で行うこととする。

なお、検査会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、検査会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの励行の呼び掛け、間隔を開けた受検者同士の席の配置等、可能な範囲で感染症対策を行うこと。

(担当)

【休業中における教育活動について】

指導部高等学校教育指導課

電 話 03 (5320) 6845

指導部特別支援教育指導課

電 話 03 (5320) 6847

都立学校教育部特別支援教育課

電 話 03 (5320) 6753

【感染症予防策の徹底について】

都立学校教育部学校健康推進課

電 話 03 (5320) 6877

【教職員の勤務について】

人事部勤労課

電 話 03 (5320) 6801

【令和2年度東京都立高等学校入学者選抜について】

都立学校教育部高等学校教育課

電 話 03 (5320) 6745

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う
区立体育館トレーニングルームの中止について

1 要 旨

区立体育館のトレーニングルームについては、現状、使用後に器具の消毒を行う等、感染リスクへの必要な対策をとり、運営しているところであるが、感染拡大を防ぐため、一定期間中止する。

2 現 況

令和2年2月25日 千葉県が、これまで県内で新型コロナウイルスへの感染が確認された人のうち3人が、同県市川市にある同じ民間スポーツクラブを利用していたと発表。

2月26日 東京都が、2月27日から3月15日まで、都立スポーツ施設における個人使用（トレーニングルーム等）の中止について発表。

3 第2ブロックのトレーニングルーム運営状況（2月27日現在）

文京区：3月15日まで中止（予定）

台東区：2月28日から3月16日まで中止

荒川区：2月29日から3月15日まで中止（予定）

4 今後の対応（案）

「新型コロナウイルス感染症による施設キャンセル時の使用料の還付について」の対応と合わせ、3月2日から3月15日まで、区立体育館トレーニングルームの利用を中止する。

また、当該中止期間を有効期限を含むトレーニングルーム定期券を所持しているご利用者には、該当する日数分の期限延長を行うこととし、各体育館でポスター掲示により周知を行う。